

合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見に対する対応調書〈香川地区〉

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香川地区	1	りんくうスポーツ公園の更なる整備について	りんくうスポーツ公園については、利用者の利便性や安全性の向上を図るために、管理棟の整備や施設管理人の常駐などについて、早期に検討・整備されるよう要望します。また、この施設をスポーツ競技団体のみが使用するだけでなく、広く一般市民が利用し易いように、健康増進などを目的とした器具等の整備についても検討をお願いしたい。	創造都市推進局	スポーツ振興課	りんくうスポーツ公園の施設管理につきましては、現在、香川総合体育館の職員が行っており、利便性や安全性についても一定水準が図られているものと存じます。管理棟の整備や健康増進器具の設置等につきましては、現時点で整備等の予定はございませんが、今後、利用状況等を勘案し、引き続き検討してまいりたいと存じます。
香川地区	2	伝統文化の保存継承について	高松市の貴重な民俗文化財である「ひょうげ祭り」や、農村歌舞伎「祇園座」の保存活動及び後継者育成に対し、引き続き積極的な支援を要望します。 そして、高松市の代表的な文化財として、県内及び他県自治体との交流事業にも積極的に関わっているため、今後とも市のホームページや広報紙等への掲載、報道機関への情報提供、インターネット等を利用した全世界への情報発信などについても引き続きお願いしたい。 また、「大禹謨碑関連事業」については、大野校区に於いて、大野ふれあい公園東入口に、来場者に向けて「西嶋八兵衛と大禹謨碑」を紹介する顕彰板を設置（令和2年3月）しました。については、当該事業を継続実施するため、今後とも事業展開への支援をお願いするとともに、大禹謨碑関連の文献資料等の現在の収集状況についてもお示し願いたい。	創造都市推進局	文化財課	民俗文化財の「ひょうげ祭り」、農村歌舞伎「口園座」につきましては、高松市文化財保護条例等により、保存公開活用事業、後継者育成事業に対して旧町より引き続き積極的な支援を行っているところでございます。また、市ホームページや広報紙等への掲載、報道機関への情報提供などを随時行い、民俗文化財を積極的に情報発信しております。 「ひょうげ祭り」は、他県からの観光客が増加し、TVで報道されるなど反響が高く、また、農村歌舞伎「口園座」は、日本ユネスコ連盟のプロジェクト未来遺産に登録されるなど、民俗文化財の活用及び後継者育成の活動が活発でございまして、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により行事が中止となっておりますが、本市としては継続的に支援を行ってまいりたいと存じます。 「大禹謨碑関連事業」につきましては、文献資料等の収集などを継続実施するとともに、貴重な文化財の保存活用及び管理の支援を検討してまいりたいと存じます。
香川地区	3	「高松市立みんなの病院」の地域保健活動等への参加の継続について	「高松市立みんなの病院」開院後も、香川診療所時代と同様に、香川地区3校区（大野・浅野・川東）の保健委員会などが地域の各種イベントで開催する健康教室や骨密度測定などに、病院のスタッフの方には参加していただいている。「みんなの病院」が地域医療の要として更なる発展を遂げるためにも、また、香川地区の保健活動の活性化のためにも、今後とも、こうした地域の保健活動等への参加を継続していただくようお願いしたい。	病院局	みんなの病院医事課	平成30年9月に開院した高松市立みんなの病院におきましても、引き続き、市民の皆様の健康に対する意識を高めるために、「やさしく学べる健康講座」等を実施しており、今後とも、この講座等を通じて地域の保健活動等に参加してまいりたいと存じます。
香川地区	4	香川地域保健活動センターの有効活用と幼児健診受診施設の整備について	香川地域保健活動センターの令和3年度以降の利用形態については、「利活用の現状及び地域からの利用形態の実績を踏まえ、ファシリティマネジメント推進室と連携・協議しながら、適切に対応する」と示されていますが、現在もセンターで実施されている「食生活改善推進協議会事業」の活動などは、地域の保健・福祉の増進に寄与する重要な活動であるため、令和3年度以降も、現在の利用形態が継続できるよう要望します。 また、中部総合センター（仮称）においては、保健・福祉サービスの、更なる向上を図るために、その施設内に健診室や相談室等の健診機能を有する保健センターを整備すると示されていますが、その内容について、お示し願いたい。	健康福祉局	保健医療政策課 健康づくり推進課	令和3年度以降の利用形態につきましては、「食生活改善推進協議会事業」の活動などの利活用の現状等を踏まえ、ファシリティマネジメント推進室と連携・協議しながら、引き続き、市民の健康の保持及び増進を図るための施設として活用できるよう、適切に対応してまいりたいと存じます。 中部総合センター（仮称）施設内の保健センターにおきましては、1歳6か月・3歳児健康診査、各種がん検診、乳幼児相談、各種健康教室や講演会等の機能を有する施設を整備し、南部エリアの地域保健活動の充実を図ることとしております。
香川地区	5	市道の整備について	建設計画搭載路線のうち、次の未整備路線について早急に整備されるよう要望します。 ①市道向坂宮下線の早期整備 高松市南部地域のまちづくりを担う大変重要な路線であることを十分認識いただき、今後とも、土地所有者ほか地元関係者の同意、合意形成がなされ、正式な要望書が提出されれば、高松市生活道路整備審議会に諮り、直ちに道路の規格、法線などを定め、県道三木綾川線までの延長整備事業を早期に計画・立案されたい。 ②市道山下横岡線等の早期整備 市道山下横岡線の拡幅整備については、「市道下川原北線の整備後の交通量や流動等を検証した上で、拡幅の必要性を検討したい。」とのことであるが、交通量も増加傾向にある上、通学路にもなっていることから、通行者の事故を未然に防止するためにも、市道下川原北線の日も早い完成に努めていただき、併せて、市道山下横岡線の拡幅整備を早期に計画・立案されたい。 また、市道八王子線については、市道山下横岡線と同様、通学路となっていることから、地域住民から整備要望が強い路線であるので、地元関係者の協議が整い次第、早期整備をお願いしたい。 さらに、その他の路線についても、早期整備が図られるよう適切に対処されたい。	都市整備局	道路整備課	①市道向坂宮下線につきましては、これまで地元関係者が中心となり、土地所有者等と調整を行っていると同っており、本市といたしましては、地元関係者の合意形成を図っていただき、高松市生活道路事務処理要綱に基づき、協議を進めてまいりたいと存じます。 ②まず、市道下川原北線の整備でございますが、香南町につながる橋りょうについては、昨年度で完了し、今年度は、県道川東高松線までの道路改良及び舗装工事を行うこととしておりまして、今後とも、予算確保に努めながら、早期の完成を目指してまいりたいと存じます。 次に、市道山下横岡線の拡幅整備につきましては、市道下川原北線の整備後の交通量や地点間の通過時間を検証した上で、拡幅の必要性を検討してまいりたいと存じます。 また、市道八王子線やその他の路線につきましては、地元関係者の合意形成を図っていただき、高松市生活道路事務処理要綱に基づき、協議を進めてまいりたいと存じます。
香川地区	6	川東体育館・香川庭球場の跡地利用について	川東体育館は、令和元年度末で廃止となり、その跡地利用については、かねてより本審議会が要望してきた公園の整備を、隣接する香川庭球場の跡地利用も含めてお願いしたい。 川東地区の中心地にある身近な公園になり、地域住民の健康増進・憩いの場として、また、災害時の避難場所としても大変有用であると思えます。 また、公園整備に当たっては、より安全で利便性を兼ね備えた公園になるよう、隣接する旧川東コミュニティセンターと老朽化が進んでいる川東児童館の今後の在り方についても一体的に検討して進めていただきたい。 本件の現状と今後の見通しをお示し願いたい。	創造都市推進局 都市整備局 健康福祉局 消防局	スポーツ振興課 公園緑地課 子育て支援課 消防局総務課	本市の公園整備については、高松市緑の基本計画に基づき、身近な公園整備事業として、各小学校区の公園面積の拡充を推進しております。 川東体育館の廃止に伴う建物の解体、更地化した後の土地利用については、市有地の有効利用もできることから、身近な公園整備事業第2次実施計画において、国の補助制度を活用することを前提に、公園として整備していく予定でございます。 旧川東コミュニティセンターにつきましては、当該建物の一部を消防屯所として使用しておりましたが、今年度、近隣の消防屯所と統合し移転整備しましたことから、公園整備区域に追加し、今後、隣接する川東体育館と同様に整備していく予定でございます。 また、川東児童館につきましても、築40年が経過し、老朽化が進んでいることや他の児童館に比べて利用者数が少ないことから、令和3年度末において閉館し、消防屯所と同様、公園整備区域に追加し、整備していく予定でございます。 なお、当児童館において運営しております放課後児童クラブにつきましては、周辺の施設に移設した上で、引き続き運営する予定です。 香川庭球場につきましては、令和2年度末で廃止予定であり、跡地利用については、借地であるため、令和3年度末までに更地化した後、地権者へ返還する予定です。

合併地区のまちづくりに係る実施事業に関する意見に対する対応調書〈香川地区〉

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香川地区	7	浅野こども園について	浅野こども園の整備・開園に関して ・令和3年4月にこども園として開園予定の現浅野保育所の整備状況 ・園児数の増加に対応する駐車場の整備について ・浅野幼稚園の開園に伴う跡地利用について 以上の点について、現在の状況をお示し願いたい。	健康福祉局	こども園総務課	浅野保育所と浅野幼稚園を統合し、令和3年4月から、幼保連携型認定こども園に移行するため、今年度において、現在の浅野保育所の建物を増築することとしており、建築工事につきましては去る6月16日から着手したところでございます。 認定こども園移行後の駐車場につきましては、現在のところ拡幅する計画はございませんが、今後の利用状況を確認する中で検討してまいりたいと存じます。 浅野幼稚園の跡地利用につきましては、庁内の関係部局とも協議しながら、地元からの御意見等も踏まえ、有効活用に努めてまいります。
香川地区	8	「地域審議会設置期間満了後の地域のまちづくりについて協議する場」について	2006年1月10日、高松市と香川町の合併により、高松市香川支所が開設され、同日、浅野・大野・川東3地域に居住する15名の委員によって構成される、高松市香川地区地域審議会が設置された。当初の設置期間は10年とするものであった。 高松市と、旧香川町との間で取り決めた「建設計画」の執行状況や変更、その他の時宜をとらえた、まちづくりに関する事項につき、高松市長より諮問された事項を審議して答申し、また、高松市長に意見・要望を提出する権限を持った組織である。 その後、設置期間は5年延長された。3地域全体のまちづくりを高松市香川地区地域審議会では協議できるのは、2021年の3月末までとされ、その後は、香川3地域のまちづくりを協議する場合は、高松市香川地区地域審議会の解消によって3地域のそれぞれの地域に移行することとなる。 さて、地域審議会設置期間満了後の高松市と地域を代表する担当機関や組織としてどの機関や組織が担っていくべきか、の問題がある。 現実として、合併後現在までに各地域はそれぞれ固有の問題意識や課題を有し、各地域の特徴特性を活かしながら、3地域3様の独自のまちづくりに邁進してきた。今や3地域の全ての組織形態が、同一の態様であろうとすることは無理であります。 この背景には、全国に誇るべき、「高松市自治基本条例」の制定設置がある。この条例の条文中に、地域のまちづくりは、地域のコミュニティ協議会が担う。と規定されており、明確にコミュニティ協議会の設置目的と権限が規定されている。 コミュニティ協議会は、その地域のあらゆる団体や個人を包含した組織で、自治会住民、衛生組合員、保健委員、社会福祉団体、学校等教育関係団体やその他、その地域固有の団体や人員で構成される組織であります。 コミュニティ協議会内の各組織や団体が、行政の担当課で各組織や団体に関して協議できることは勿論であるが、こと、まちづくりに関しては、コミュニティ協議会を差し置いて他には権限のある組織はない。このように信頼できて、しかも責任ある組織であります。地域住民はまちづくりに積極的に参加して、地域とコミュニティ協議会の発展強化に寄与しなければならない、と思慮します。	市民政策局	地域振興課	香川地区地域審議会につきましては、平成18年1月の合併時に設置し、後に5年間の延長を経て、14年が経過いたしました。 この間、委員の皆様方には、建設計画等登載事業の進捗やまちづくりに関し、活発な御議論の下、一つ一つ慎重且つ丁寧に御審議いただきました。 香川地区におきましては、平成20年度の香川支所を始めとして、香川第一中学校や大野・浅野・川東小学校の耐震補強工事、りんくうスポーツ公園の整備、並びに市道、消防車両の整備といったハード事業のほか、ソフト事業では、香川町コミュニティバス等の運行補助を始め、各種事業の補助などを実施してまいりました。これらの成果につきましては、委員の皆様方の御尽力の賜物と存じておりまして、厚くお礼申し上げます。 本市といたしましては、まちづくりプランの目標であります「うるおいのある田園型生活文化を発信する交流ゾーン」を目指してこれまで各種事業を実施し、この目標にしっかりと近づいていると認識しております。 残る未着手の事業につきましては、地域コミュニティ協議会を通じて、引き続き、意を用いて進めてまいりたいと存じます。今後の香川地区における新たな課題やまちづくりにつきましても、自治基本条例にあります「情報共有」、「参画」、「協働」の三原則を基本として、香川地区の皆様とともに進めて参りたいと考えておりますので、今後とも地域の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。